

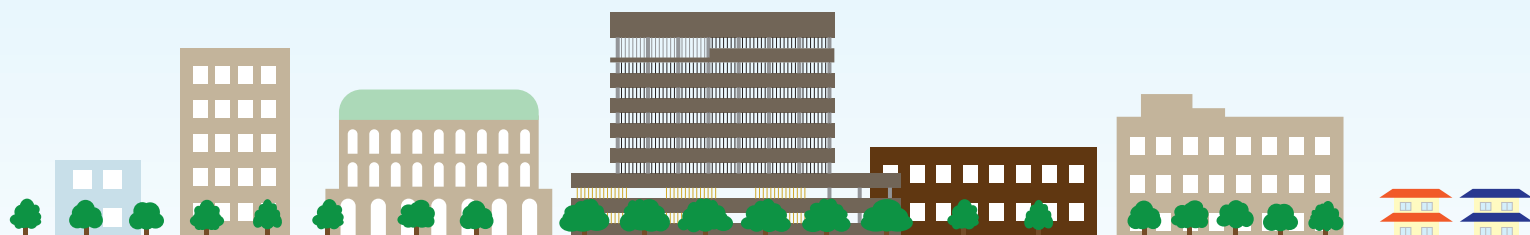


# 第4次越谷市 男女共同参画計画

令和3年度～令和12年度（2021年度～2030年度）

## 概要版

～誰もが自分らしく輝き、多様な生き方を認めあう社会をめざして～



## 男女共同参画社会とは

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会です。(男女共同参画社会基本法第2条)

### ○職場に活気

女性の政策・方針決定過程への参画が進み、多様な人材が活躍することによって、経済活動の創造性が増し、生産性が向上。また、働き方の多様化が進み、男女がともに働きやすい職場環境が確保されることによって、個人が能力を最大限に発揮。

### ○家庭生活の充実

家族を構成する個人がお互いに尊重し合い協力し合うことによって、家族のパートナーシップが強化。また、仕事と家庭の両立支援環境が整い、男性の家庭への参画も進むことによって、男女がともに子育てや教育に参加。

### ○地域力の向上

男女がともに主体的に地域活動やボランティア等に参画することによって、地域コミュニティが強化。また、地域の活性化、暮らし改善、子どもたちが伸びやかに育つ環境が実現。

資料：内閣府男女共同参画局ホームページ

## 計画策定の趣旨

「男女共同参画社会基本法」に基づき、平成17年(2005年)3月に「越谷市男女共同参画推進条例」(以下、「推進条例」という)を制定し、一人ひとりの男女が、性別にかかわらず、個人として尊重されるとともに、責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画の推進に関する施策の一層の充実を図ってきました。

このような中、第3次越谷市男女共同参画計画の計画期間が令和2年度(2020年度)に満了することに伴い、男女共同参画の推進を妨げる多くの課題や、関係法令の整備等による新たな課題に対応し、多様な生き方を認め合い、男女の人権が尊重された活力ある男女共同参画社会を実現していくため、「第4次越谷市男女共同参画計画」を策定しました。

## 計画の位置づけ

- (1) 推進条例第10条に基づく男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画です。
- (2) 第5次越谷市総合振興計画における男女共同参画社会の推進に関する部門計画です。
- (3) 男女共同参画社会基本法第14条第3項に規定される「市町村男女共同参画計画」です。また、国の「第5次男女共同参画基本計画」及び「埼玉県男女共同参画基本計画」を踏まえたものです。
- (4) 女性活躍推進法<sup>※1</sup>第6条第2項に規定される「市町村推進計画」を含みます。
- (5) DV防止法<sup>※2</sup>第2条の3第3項に規定される「市町村基本計画」を含みます。また、国の「DV対策基本指針<sup>※3</sup>」及び県の「DV基本計画(第4次)<sup>※4</sup>」を踏まえたものです。
- (6) 「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の国際目標であるSDGsの理念を踏まえて、目標5「ジェンダー平等を実現しよう」を中心に取り組みを行います。

※1 女性活躍推進法…女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

※2 DV防止法…配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

※3 DV対策基本指針…配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針

※4 DV基本計画(第4次)…配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第4次)

## 計画の期間

計画の期間は、第5次越谷市総合振興計画の基本構想の期間と合わせ、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間とします。

※社会経済情勢の変化や計画の進捗状況、女性活躍推進法やDV防止法などの関係法令の改正などにより、必要に応じて計画の見直しを行います。

## 計画の特徴

### ○教育に関する施策の推進

推進条例第7条「教育に携わる者の責務」を特徴として挙げ、教育に関する男女共同参画施策の推進を重要なものと捉えています。

### ○あらゆる分野における女性の活躍の推進【越谷市女性活躍推進計画】

女性活躍推進法の制定により、あらゆる分野での女性の活躍の推進が重要なものと捉えています。

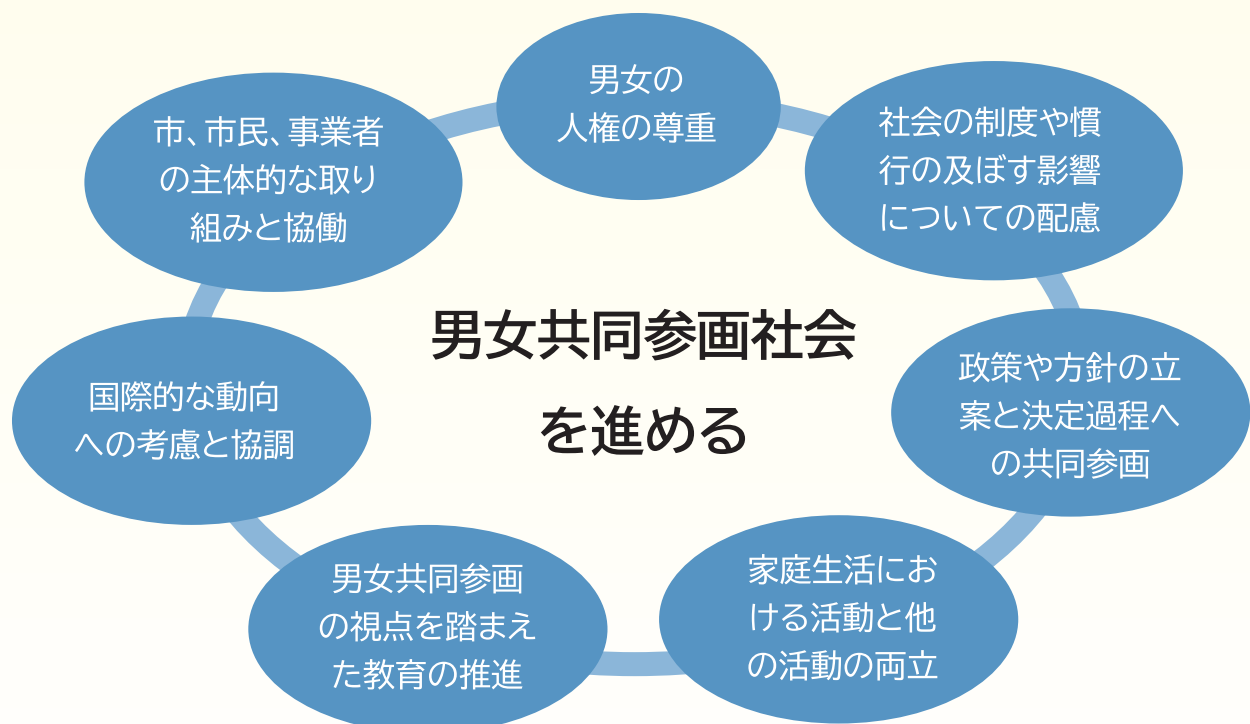
### ○あらゆる暴力の根絶【越谷市DV対策基本計画】

DVは、被害者のみならず児童虐待による子どもの命にも関わる重大な社会問題です。さらに、ストーカー行為、性暴力などの女性に対するあらゆる暴力を容認しない意識の醸成が重要です。

## 計画の基本理念

### 誰もが自分らしく輝き、多様な生き方を認めあう社会をめざして

一人ひとりが、個性と能力を十分に発揮して、自分らしく輝き、自分らしい生き方（Life:人生・生活・命）が尊重できる社会をめざします。



推進条例の基本理念(第3条)

# 基本目標 I

## 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

男女共同参画社会の実現のためには、人々の意識の中に長い時間をかけて形作られてきた、性別による固定的役割分担意識を解消することが重要です。

男女が社会の対等な構成員として、お互いの人権を尊重し、その個性と能力を発揮することができる意識づくりに取り組みます。また、家庭、学校、地域などのあらゆる場において、男女共同参画に関する意識啓発を図ります。

### 施策の方針1 男女共同参画社会形成のための意識啓発

性別による固定的役割分担意識の解消に向けて、引き続き、さまざまな媒体を通じて広報活動や学習機会の提供、情報収集などに積極的に取り組んでいく必要があります。また、多様な性のあり方について正しい理解を促進するための啓発と支援を行う必要があります。

さらに、男女共同参画の取り組みは国際的な動向と密接に連動しているため、国際社会の課題に関心を持ち国際理解を深めるように取り組みます。

#### 施策の方向

- ① 広報・啓発の充実
- ② 性の多様性に関する理解の促進と支援
- ③ 国際理解の推進

#### ～わたしたちにできること～

- ・性別による固定的役割分担意識を見直そう。
- ・性の多様性に関する理解を深めよう。
- ・男女共同参画に関する講習会・講演会に参加して、認識を深めよう。

### 施策の方針2 男女共同参画の視点を踏まえた教育の推進

学校や家庭などの教育の場において、次世代を担う子どもたちへの男女共同参画の視点を踏まえた教育が行われるよう推進します。

#### 施策の方向

- ① 学校等における男女共同参画の視点を踏まえた教育の推進

#### ～わたしたちにできること～

- ・教職員や保護者をはじめとする大人が男女共同参画に対する正しい認識を持つ。
- ・家庭生活における性別による固定的役割分担意識を見直そう。

**【多様な性のあり方】** LGBT等の性的少数者に関する認知度は少しずつ広がりを見せている一方、自分の身近にはいないと感じている人も多いのではないのでしょうか。性的少数者の割合は、左利きの人とほぼ同じだと言われています。自分の周りにはいないと思っても、それは気づいていないだけかもしれません。見えないこと、知らないことは無意識のうちに偏見や差別を生む要因の一つになっています。すべての人が個人として尊重されるよう、多様な生き方を認め合い、誰もが自分らしく生きることができる社会の実現に向けて、多様な性のあり方について理解を深めていきましょう。

## 基本目標 Ⅱ

# 男女が輝き活躍できるまちづくり

## 【越谷市女性活躍推進計画】

あらゆる分野において、男女がともに活躍できる男女共同参画社会を実現するためには、女性はその個性と能力を十分発揮することが重要です。

政策・方針の決定過程において、男女の偏りが大きいことから、女性が参画しやすい環境づくりが必要です。また、男女がともに仕事と家庭生活のバランスをとるためには、女性の職業生活における活躍の推進とともに男性の家庭生活における参画が必要になります。

あらゆる分野において、男女間の格差が生じている場合は、格差是正に取り組むとともに、男女が平等に参画し、ともに活躍できるよう環境整備や意識啓発に取り組めます。

### 施策の方針3 女性の活躍の推進

女性の活躍を推進するため、男女間の格差が生じる場合には、男女が平等に参画していけるよう取り組みを進めます。また、ハラスメントなどの防止に向けて、意識改革を図るための啓発を行います。

#### 施策の方向

- ① 女性の人材育成と審議会等への登用の推進
- ② 女性の就業・起業のための支援
- ③ ハラスメント対策の充実

#### ～わたしたちにできること～

- ・ 市政に関心を持ち、積極的に参画しよう。
- ・ 就業や起業のための支援を利用して、自分らしい働き方を見つけてみよう。
- ・ 無意識の言動がハラスメントにならないように関心を持とう。

### 施策の方針4 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

男女がともに希望する時間の使い方で生活し、働きながら、育児、介護をすることができるよう、多様で柔軟な働き方の推進や、男女がお互いに協力して家庭や地域生活での責任を分かち合うための取り組みを進めます。

#### 施策の方向

- ① 職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進
- ② 家庭生活等におけるワーク・ライフ・バランスの推進

#### ～わたしたちにできること～

- ・ 職場における性別による固定的役割分担を見直そう。
- ・ 自分にとってより良い働き方を考えてみよう。
- ・ 育児休暇や有休休暇をすすんで取得してみよう。
- ・ 家事や育児、介護等の分担を見直そう。

#### 【女性の職業生活における活躍推進に関する法律】

自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍することを目指し、平成27年（2015年）に制定されました。この法律では、国、地方公共団体及び事業主の責任を明らかにし、地方公共団体における市町村推進計画の策定を努力義務とし、事業主行動計画を義務づけるとともに、女性の職業生活における活躍を推進する支援措置について定めています。基本目標Ⅱの「男女が輝き活躍できるまちづくり（越谷市女性活躍推進計画）」は、市町村推進計画として位置づけています。

## 基本目標 Ⅲ

# 男女が安心して暮らせるまちづくり

誰もが安心して暮らせるまちづくりのためには、さまざまな生活上の困難を抱えた人々を含め、地域に暮らす人々の生活を支える支援が重要です。

そのため、さまざまな生活上の困難を抱えたひとり親家庭や高齢者、障がい者、外国人などに対して、社会参画を促進し、自立に向けた支援に取り組みます。また、地域に暮らす人々が、生涯を通じて健康な生活を営むことができるよう、性別・年代別に応じた心身の健康づくりを支援します。

さらに、防災の分野においては、災害時の多様なニーズの把握や女性への配慮が必要となることから、男女共同参画の視点を踏まえた地域防災を推進します。

### 施策の方針5 地域社会における男女共同参画の推進

さまざまな困難を抱えている人々に対し、生活の支援や情報提供を行い、社会参画を促進します。特に経済的に不安定なひとり親家庭に対し、安心して子育てをしながら生活することができるよう、自立支援を行います。

#### 施策の方向

- ① 男女共同参画の視点を踏まえた地域活動の推進
- ② 男女共同参画の視点を踏まえた地域防災の推進
- ③ 誰もが安心して暮らせる環境の整備

#### ～わたしたちにできること～

- ・生活上の困難を抱えている人を地域全体で支えるという意識をもとう。
- ・防災について、男女共同参画の視点を踏まえて取り組もう。

### 施策の方針6 生涯を通じた心身の健康づくり

誰もが生涯を通じて心身ともに健康で安心して暮らすことができるよう、ライフステージに応じた各種相談の充実を図るとともに、精神保健、自殺予防対策への取り組みを進めます。

#### 施策の方向

- ① 男女の性と人権尊重の理解の推進
- ② こころとからだの相談等の充実

#### ～わたしたちにできること～

- ・性と生殖に関する正しい知識を身につけよう。
- ・乳がん、子宮頸がん、前立腺がんの検診に行こう。
- ・自分で解決できない悩みを抱えたら、一人で悩まず相談しよう。

**【地域防災と男女共同参画】** 東日本大震災以降、地域防災への女性の参画の重要性が注目されています。平成28年(2016年)に発生した熊本地震では、災害による死亡者数より、その後の避難生活での不便、ストレスや持病の悪化など、関連死の方が4倍にもなると言われています。さまざまな意思決定過程への女性の参画が十分に確保されていないため、女性と男性のニーズの違いなどが配慮されないといった課題が生じています。男女共同参画の視点を踏まえた、備蓄品の検討や配付、避難所の運営などに取り組むことは、子どもや若者、高齢者、障がい者、性的少数者など、多様な人への配慮に繋がります。

## 基本目標 IV

# 男女共同参画社会を阻む暴力の根絶

【越谷市 DV 対策基本計画】

配偶者(事実婚、元配偶者を含む)や恋人からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の実現を阻害する問題です。家庭内等で起こる暴力は潜在化しやすく、その影響は、被害者のみならず子どもにも及ぶため、関係機関や民間団体と連携を強化して取り組む必要があります。

暴力を生まないための予防教育をはじめとした暴力を容認しない社会環境の整備など、あらゆる暴力の根絶のための社会づくりに力を入れて取り組みます。

### 施策の方針7 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援

DVの早期発見、早期対応のため、DV防止に向けた意識啓発を進めるとともに、相談窓口の周知を図り、問題解決に向けて切れ目ない相談体制の充実を図ります。被害者の実態に即した相談を行うため、関係機関や民間団体と連携を強化して被害者の支援を行います。

#### 施策の方向

- ① 啓発活動の推進
- ② 相談支援体制の充実と被害者の安全確保
- ③ 自立に向けた支援体制の充実
- ④ 関係機関との連携強化

#### ～わたしたちにできること～

- ・DVに対する問題意識を高めよう。
- ・DVについて正しい知識を持とう。
- ・相談先を知っておこう。
- ・暴力を受けたら、一人で悩まず相談しよう。

## DVとは？

DV(ドメスティック・バイオレンス)とは、配偶者や内縁の相手、恋人など親密な関係にある又はあった相手から繰り返し行われる暴力のことです。加害者の中には、人当たりが良く、社会的信用もあり、周囲の人からはDV加害者とは想像もつかないような人もいます。

被害者は命の危険を感じたり、心的外傷後ストレスなどから精神的な影響を受けることもあります。また、DVを目撃した子どもにもさまざまな影響が出ることから、児童虐待にも当たります。

重大な人権侵害であり、犯罪にもなりうる行為です。暴力の背景には、社会における男尊女卑の考え方の残存があると言われています。

また、DVは大人だけでなく、大学生や高校生なども交際相手からのDVや性暴力があります。近年、若年層の問題は多様化しており、デートDV<sup>※1</sup>やJKビジネス<sup>※2</sup>のほか、交際等から交際中に撮影した画像や動画をインターネット上に流出されるリベンジポルノや、SNSで知り合った人物からの自撮り要求による画像流出被害が増加しています。

※1 デートDV…交際相手など親密な関係にある相手からの暴力(身体的暴力、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力など)

※2 JKビジネス…児童の性を売り物とする営業の一つ。主として「JK」、すなわち「女子高校生」など未成年者を雇い、表向きには、性的サービスを行わない健全な営業を装いながら、性的サービスを客に提供させること。

